

農業委員会総会議事録

第2回農業委員会

1. 開会日時 平成25年5月23日(木) 午前 9時30分

2. 閉会日時 平成25年5月23日(木) 午前10時50分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全14人中13人出席)

出席者	1番	河村 活敏	8番	尾野 正幸
	2番	丹羽 求	9番	小出 巖
	3番	石黒 茂雄	10番	井上 巖
	4番	戸田 正光	11番	坪井 利光
	5番	大口 司郎	12番	河村 初男
	6番	岡島 利孝	14番	秋田 洋實
	7番	安藤 丁士		
欠席者	13番	安藤 茂市		

事務局 2名

事務局長 蟹江 建設課長

事務局員 松井 主査

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 報告事項

(1) 農地法第3条届出受理状況について

(2) 農地法第4条届出受理状況について

(3) 農地法第5条届出受理状況について

(4) 農地法第18条通知書について

⑤ その他

6. 配布資料

①資料1 農地法第3条関係(届出)

②資料2 農地法第4条関係(届出)

③資料3 農地法第5条関係(届出)

④資料4 農地法第18条関係(通知)

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。定刻よりちょっと早いのですが、皆さまお集まりですので、只今より平成25年度第2回豊山町農業委員会総会を開催いたします。

資料は事前に郵送したもののほかにはありません。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

改めまして、おはようございます。

もう心ここになく来週あたりから田植えに突入するという状況の中のお忙しい所、参集いただきましてありがとうございます。先ほどちょっと河村委員より苗作りに関する心苦しいお話がありました。やっぱり河村さんみたいに何年も同じ種を使っていると立ち枯れが出るようでございます。僕の場合ですと毎年種を更新してやっても金をかけた割には実績が上がらないというのも一つジレンマに陥っているわけですが、いずれにしてもこの農業の事業に関して5月から6月は一番気懸りな時期でございます。できた

ら今年も水だけは潤沢に来てくれるといいじゃないかと祈念しております。2、3日のうちに快い雨でも降っていただけるとありがたいなと思っております。本日もよろしく申し上げます。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、まず出席者ですが、安藤茂市委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員14名中 現在出席者 13名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

9番 小出巖委員と10番の井上巖委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【報告事項】

安藤会長

本日、議案はありません。報告事項の農地法3条・4条・5条の届出及び18条通知の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条・5条の届出及び18条通知の受理状況について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料1 農地法第3条届出受理状況朗読】

続きまして、4条届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴

う転用の届出です。

【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

続いて18条通知です。18条通知は、合意による農地の賃貸借の解約についての農業委員会への通知です。

【資料4 農地法第18条通知書受理状況朗読】

以上で、3条・4条・5条届出及び18条通知書の受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・4条・第5条届出及び18条通知の受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

ちょっと教えていただきたいのですが、農地法第4条の栄〇、それから農地法第18条も同じく栄〇で、〇〇さんが駐車場を作るために農業届出を出したとこういうことになっており、その日に賃貸契約の合意解約をされて、これは所有者が〇〇さんだったわけですが、日にちが同じ4月17日というのはどういう流れでこのようになったのか。

事務局員

これは、18条通知を町に提出されたのが、4月17日ということで、実際の合意解約はもう少し以前にされておるんですが、この18条の通知を町に提出する必要があるということを届出者が思っ
てみえなかったようです。端的に言いますと先に4条の届出が出されましたので、農地基本台帳を確認した所、貸借の目的となっている農地でした。そのため、合意解約されていますかと確認しましたらされているということでした。ただ、この18条の通知を役場に提出するのを忘れてみえたので、すぐに用意して出していただいた関係で同じ日付となっているものでございます。

A 委員

そうしますと〇〇さんが駐車場を作るために〇〇さんに貸しておいた土地を返していただいて駐車場に転用するための4条届を出されたということですか。

事務局員

逆ですね。〇〇さんが〇〇さんから借りて耕作していた土地を〇〇さんに返却し、〇〇さんが駐車場に転用するものです。

A 委員

〇〇さんの土地だったの。


事務局員

そうです。

A 委員

それなら分かるわ。

B 委員

5条のですね、No.2の横手の方に郵便局のようなT（実際の表記は）が入っておるわね。これって何のマーク。

事務局長

郵便局はもう一本上にありますので、これは、ソフト上のマークだと思います。

B 委員

小屋かね。

事務局長

もう少し、大きいもの、倉庫とかそういうものだと思います。

B 委員

倉庫で申請されたものということ。

事務局員

というよりも現況倉庫だということを表しているものだと思います。事務局の方で入れたマークではなくて、この地図のソフトに入っているマークです。

事務局長

これは、現況を思い浮かべると倉庫のようですね。工場は、歯車のようなマークですので。

B 委員

はい。どうも。

安藤会長

他にご発言される方がありますか。

(委員からの発言なし)

安藤会長

質問等ないようですので、報告事項を全て終了いたします。

続いて、事務局から何かありますか。

事務局員

それでは、2点ほど事務連絡をさせていただきます。

先ず1点目は、次回の会議ですが、通常通り、第3木曜日の平成25年6月20日(木)午前9時30分から今日と同じ役場2階会議室1で開催いたします。資料については、6月6日頃郵送で送付

する予定であります。

続いて2点目は、いつものことですが、個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄しますので、そのまま机の上に置いていってください。

以上で、事務連絡を終わります。

安藤会長

ええ、何かこの機会に田植え前にご発言がございましたら、田植えの水懸りの心配な所等ございましたら、町の方へ申し入れをしていただきたいと思います。先ほどあいさつの中でも触れましたが、比較的雨が少ないので水がかりが心配でございます。今なら用水の管理も再度チェックしやすいだろうと思いますので、地域でお気付きの点がございましたら、ご遠慮なしにご意見を出していただいて、担当の方からまた、対応していただくということでございますが、水の流れの悪そうな所がございましたらご遠慮なくおっしゃってください。

C委員

はい。ここへ来てですね、私どもの地元で大変な問題が発生しておるわけですが、一つは、苗田用水に浄化槽の水を流しておるといふふうに、この5月からなっているわけなんです、当局は、この用水をどのような用水であるか認識されていますか。それと市街化区域のことですので、私どもも目をつぶらないといけない所もあるんですけども、この用水に落とさなくても、もう一本こちらの方へ落とせば何もこの問題が発生しなかったわけなんです、これは、指導されたのか、どういうふうでそれをあれされたのか確認をしたいのですが。

安藤会長

苗田用水のことですね。上（かみ）では用水、下（しも）の方へ行けば、用水であり上（かみ）の人の排水も入ってくるということ

で、用排水が分離されていない所の話だと思いますが、苗田という特殊な圃場に対する家庭雑排水の流入という問題と僕は理解しておりますんですが、ええ、まあ、豊山町の中で皆さんの地域で、こういったものがあるんじゃないかと思いますが、純然たる苗田用水に対しての家庭の浄化槽雑排水の流入、まあ、今は合併槽だそうですが、一番困るのは洗剤だろうと、そういうふうに理解しております。今の案件は実は青山区の問題として、現場を見させていただきましたが、豊山町としては、どのような方針でやられたか、市街化区域だから何でもいから直ぐの所に川があれば、排水をそこに出せばいいというような感じでやられたか、というのが今のC委員のお話だと思うんですけど、ええ、やはり、苗田専用の用水であるというのは、十分、しかも幹線水路ならばそれなりに水量がありますけど、ほんの数枚程度のための苗田用水、支線ですね。そこで今悩ましい話が起きているわけですが、これも当然町の方の許可案件事項だろうと思うんです。そういうときに町はその辺の所を十分理解されて行われたか、どうかということがC委員の主旨であるのではないかと思うんですが、事務局、その辺どういうふうに許可されたのか。

事務局員

許可というか、放流許可申請書というのはあるんですが、形式が調っていれば許可されるのですが、あそこは市街化区域ということもありますし、苗田の区域ではないですし、それから苗田専用と言いましても豊山の場合、用排兼用となっていますので、絶対にここに流してはいけないという根拠はないものですから、許可したというよりは、その土地を利用される方がここに流されるということがありまして、それにストップをかけていないということになると思います。そのストップをかける根拠がないという所が私達の立場です。

C委員

あそこも苗田地区ですよ。

安藤会長

今、見ると住宅地の中の下水の排水路に見えるが、実はあれは苗田区域で、苗田を作ったときに、今でいう苗田組合だな、事業団か何かで各用水を設置して、各所を畦畔は全部コンクリートを打って、画一的な広さで皆対応されておる所なんだわ。ほんの数年前まで苗田を作っておったけど、ぱっと見ると住宅の中の汚水を流す下水に見えるけれども、すぐその下に、今はないかな。用地としてお百姓をやってみえるのは、〇〇さんもそうだね。〇〇さんの所、〇〇さんの所、〇〇さんの所、それから・・・〇〇さんもおらっせるか。まあ、4、5組の人があれしておるわけで、考えなきゃいけないのは、市街化区域の中で町民の色々な通常の浄化槽を通してくる水だから影響はないという考えで、現在の所、来ておるわけなんだけど、浄化槽はそういうものだというように理解はしておるけど大量に水量のある場所とわずかにチョロチョロと流れる所と、いわゆる希釈の問題で、一番困るのは、あの、洗剤関係だと思うんです。苗が伸びきった後のことならば、そう影響ないが、やっぱり発芽してすぐの所に洗剤がチョロチョロ入ったら、どういう形で悪影響が出るか。私も細かい所はちょっと分かりませんが、以前にも苗田の中に集合住宅を作って、浄化槽を作って排水するのが、排水場所がなくて、もめて、実際には、その集合住宅は建設不可能だった。そのときも当時の関係者は亡くなってもう見えませんが、その集合住宅を建てる方に対して、苗田全体の代表者が、事故があったときは全部百姓が作っておる苗を全額補償してくれよと言ったら、さすがに業者もそれは不可能に近いからと言って、撤退されたようです。で、個人の住宅を作るときに、また、そのような話があつて、今度はえらい、実行組合、それから農業委員、町会議員、木津用水と、これだけの役員さんが連名で申合せ事項をお書きになった。申合せ事項が文書になって出ておるんです。で、そんなような厳しい中にありがてら、今回、出て、実際に現地を見に行くと分かりますが、こういうふう

に大雑把に言って東西ですけれど、南側に道路があり、側溝がない。

で、北側に道路があるけど側溝がない。で、東側は隣との境界で、いわゆる排水のための側溝はない。唯一あるのが苗田用水の水路だと。で、この北側の道路には苗田用水の準本線に近いような用水が流れておるわけなんです。で、ここまで通してやれば、希釈の問題でかなり薄れるので、水量が多いから、まあ、安心だろうと思われらんだわ。だから絶対にいかんと言うわけにはいかないの、そこら辺が委員が言われるように目をつぶらなきゃならない所もあるというのは、そこなんです、道路をかり割ると町は道路をかり割ることについて、いいか、悪いかの判断をすると思うんです。で、一番簡便な方法は、浄化槽から苗田用水にポチョンと落とすのが一番簡便で安く工事ができる。で、やはり、百姓の第一歩である苗の圃場を害する疑いがある場合は、それ相応の対応をしなければならぬだろうと。で、たまたま、これ西も東も住宅建っているから、東側の所は、あれは現在の青山地区の共同苗田を作るときに家が建っておった所だから、これは含まれていないはずなんです。それ以外、こちらから全部は、昔、苗田として皆作っとらした。で、まあ、段々世を上げて後継者不足で埋まっていったというのが現状で、しかも地主が売却をしてしまったものだから、当然、農転も通っていつておるわけですね。で、今、ほっと行ってみるとそれぞれ敷地内の雨水が落ちる排水の水路のようにみえるけれどもその道路を隔てた南側には、ずうっと苗田が、5、6件分の苗田があるわけ。で、そういう所をこれからどういうふうにやっていくか、つまり、これは、今回のことを一つの起爆剤として豊山町自身が、そういった市街化区域にある苗田圃場に対する開発のやり方をどうするか、という形に関わって、展開してくるだろうと思うんですが、たまたまあるから浄化槽を入れて流せばいいわと、この浄化槽の問題が起きてくるのは、下水管が、今、問題の地点だとあと10年くらいかかるんじゃないかなと。平成30年を過ぎるとうまく、本当は、30年くらいにうまく下水が通るという話だけど、工事というものは遅れることはあっても早くなることはありませんから、ここ10年近い間は、この問題がついて回ると思う。で、役場としても現地を見に

いけば住宅の中の細い溝があるというふうに言えば、そうだけど、問題はそうじゃなくて、設置されたときは苗田の用水のための水路である。で、前のちょっと言いました集合住宅の案件の時は、地域の上青山の苗田の全部に関わる一番の水がめだった。一番の水がめだから当時でいうと苗の量で、それを全部補償してくれるかというのと、半端じゃないんですよね。そりゃあもう20年も前の話だから。20年前だったね。

C 委員

そうもない。後（あと）のやつが平成9年だから、その2年くらい前だ。

安藤会長

じゃあ、とにかく平成になってからの話だ。それでまあ今回の場合もそれを今事務局の話によると拒否する根拠がないので、やってオーケーだという印象で、聞いておるんだけど、もし、この場合、関係苗場圃場として出たときに誰が補償してくれるかと、苗作って、どうも生育がおかしゅうございました。どうしようと、先ほどのB委員の立ち枯れが云々という話で大分苦勞されたようだけど、ま、これが今まで何も粗相なくできておったやつが、なったときにどうしようかという話に繋がっていくわけですが、これはあの一個人的な話じゃなくて、農家として基本的なことでございますので、やはり、農業委員会としても将来の豊山町の農業政策にも関わってくる話で、これは一度十分ご検討をしていただきたいと、地域の事だから地域で始末せよというふうなら、これはこれでまた、なると思うんですけども、非常に強硬な人も関係者の中で、苗を作られるようになりますと非常に収拾がつかなくなってくるというようなことが想定できる範囲内ですので、そこら辺を農業委員会、黙っておったか、ということになっても、やはり、ちょっと困るんじゃないかなというふうに思うわけなんですわ。で、豊場の方で苗田に対する用水のことで何かありますか。

D 委員

事務局も見てもらおうと分かるように我々は、今の所の前に苗田が北の所にあったんだわ。そのときにあそこの借家の人の水が北側に落とせばいいのに南側に落とすとるんだわ。そのときになぜ北へ落としてくれなかったか、ということだわ。あの苗田用水の方へ落としておるものですから、そこのそばに浄化槽が通っておって、あの裏のあそこに繋いでもらえんかね。お金がかかる話だけど。どうかと思う。ちょっと無理だと思うけど。

事務局員

高前のことですよね。

D 委員

そうそう。あれを北側に落としてくれるといいんだわ。あそこのアパートは6軒かね。苗田のすぐそばにあるんだわ。それを落として、すぐ来るんだわ。それで苗の成長も悪いんだわ。

事務局員

結局、下水道が来るのが、南の道路にしか来ないので、中間水路には来ませんから、そうすると北に放流という話は難しいですね。

D 委員

もう浄化槽のパイプは通ってるでしょ。

事務局員

下水道管のことですか。今は通ってますね。だから下水道に繋いで下さいというお願いはしていると思いますが、繋がれるのは、建築会社か、あるいは大家さんですから。お願いはできるんですけど、強制的に繋がせるとか、そういうことはできませんので。

D 委員

そういうことは、できないかね。そうするとなぜ北に流すようにやってくれなかったかということですね。

事務局員

今は下水道事業が動き出していますし、昔は確かに単独浄化槽の時代の話ですけど、北側が排水だからということでお願いすることはあったんですけど、もう下水道の計画区域に入ってますので、下水道は道路に入ってきますから、一旦中間水路に流してもらおうと今度は下水道に繋いで欲しいということが難しくなってしまいますから。

それと、極端なことを言いますと市街化区域ですので、例えば苗田の真ん中の土地でも地主の方がその土地を売却したり、農地以外のものに転用したりすることを止める手立てはないわけなんです。そのときに周りが苗田だから排水してはいけないということも言えないわけなんです。

C 委員

今、会長が総て補足して言ってくれたんですけど、米作りに対して苗作りで80パーセント決まってしまうんですよ。事務局、それ分かつてる。そういうことを認識されておいたらね、当然、今の私が言っている案件でも道路横断して落とさなきゃいかんじゃないかと私は思うんだわ。それでね、容認されとるね。指導じゃなくて容認ですね。

事務局員

ここに流しなさいという指導はしてませんね。

C 委員

してないね。容認されたということならね、当然、その浄化槽から出た排液で苗が萎縮したり、損害を被った場合は町は全部補てん

してもらわにゃいかんですよ。分かつとる。それをしてもらわんと、わしは承諾できんよ。

B 委員

だで、今のあの家から出る分は、塩ビのヒューム管でもいいけど、それで、今の本線の方へ繋ぐような形でやってもらわないと、今後ずっとなっちゃう話だでね。

C 委員

来年からあそこで苗を作る人は、今年は、一人作る予定だったんだけど、たまたま、別の所で作ることができたっちゃうことで作られなかったけれど、200ぐらい作られるということは、確定していますよ。そういうことで必ずこの問題は起きてくるんだわ。今、ここでやってもらわないと、とにかく容認されておるなら町としてあとの尻拭いをきちっとやってくださいよ。

事務局

お気持ちは分かりますが、町で補償するということはできません。

B 委員

町で全部だと大変だから、原因者と折半折半ぐらいにして、やってもらわないかんわな。

事務局長

もともとですね、あの浄化槽から出る水というのは浄化槽法という法律がありまして、ご存じだと思うんですけど、皆さんもたぶん青山の方は浄化槽をお使いだと思うんですが、基準がございまして、BODは、20ミリグラム以下というのが決まっています。浄化槽と言えは今は合併浄化槽という状態なんですね。昔の単独槽は、今はありませんので、古いお宅では残っていることもありますけど、更新はできないので、順次合併槽に代わっていくと思っています。

そこで放流する水のさっきのご心配のBODの量とか窒素分とか細かく決められておりまして、逆に言えばそういうものしか売っていません。正しく施工して正しく設置されるわけですから、一定の水、きれいな水が出る。いわゆるその生が出てくることはないと考えておるわけなんです。そういうわけで、下水道が到達するまでは、住宅を作られる方に浄化槽の補助金も出しているわけなんです。今回のお宅も補助対象となっております、型式も確認しています。浄化槽法定検査というのが決まっております、設置後の水質検査ですとか、定期検査と言うことがございまして、使用后すぐに3か月から8か月の間に検査をしたり、毎年1回ちゃんと水がきれいに維持されておるのかということを検査するよう決められていますので、町としては、とんでもないものが浄化槽から出てくることはない判断しておるわけです。浄化槽イコール汚い水ではないと思っています。放流の状況を見たときに一番効率的と言いますか、経済的と言いますか、そういう所に放流先があれば、そのようにということになります。委員の言われた北側は水路はあるが、それはまた、横断がかかってその水路に戻ってしまいますよね。

C委員

その用水は、水量が違うから。

事務局長

なので、希釈という話をされていますけど、浄化槽の性能から言って、希釈されなくても十分一定の基準を満たした水質になっていると考えます。

C委員

今、測ったときは基準に収まっていますが、あるときにそれを超えるあれが出たときに、可能性だってあるわけなんだよ。十分考えられるね。石鹼水や何かが出る場合があるわけなんです。そういうときに私どもでは持って行き場がないわけなんですよ。

B 委員

補償みたいなものは、あるのかね。

事務局長

補償と言いますか、浄化槽を設置される方は、浄化槽法に基づいて浄化槽を設置するわけなんですね。

C 委員

町は、こういうとき必ず返ってくる言葉は、想定外。それは一番ずるい回答だよ。だから、ここできちっとやらないといけないんだわ。本来、横断かけて工事費がかかるのは当たり前のこと。リスクが高くなるのは当たり前のことだよ。

事務局長

そう言われますけど、苗田用水は流れておりますが、道路排水等も流れてくる形状となっておりますので。

B 委員

今度あの建屋の南側の所は、下水道の配管は通るの。

事務局長

20年代の後半で認可区域になると聞いておりますので、まだ設計はされていませんが、住宅のある所は町道の最寄りの所まで浄化槽側ですねそこに配管をして公共枿を付けるというふうに聞いていますので、遠くない将来に下水道化されると思っております。5、6年先から10年くらい先になるかも知れませんが。あとですね、この南側でも苗田を転用されて、開発するという話もあるんですね。今、苗田組合は存続されているんですか。

C 委員

苗田組合は休眠状態です。

事務局長

休眠状態ですか。ということは、状況に応じて復活される。

C委員

そうです。復活せにゃいけないなという話にもなっている。そうになると大ごとになってしまうのでね、そういうことで私たちも頭を悩まして当局と話し合っておるんです。それとね、5月2日だったね、私と実行組合と区長さんと5人一応確認してもらったんだけど、その回答が3日前に私が畑におったときに回答をもらった。どうして私一人だけに回答をされたのか。あのときは実行組合長も区長もおったので当然ボールを投げたから返ってくるものと思って待っていたんだわ。

事務局長

町としてはC委員から話があって、C委員が実行と区長に相談されたと思いましたので、お問い合わせのあった委員に回答させていただいたというふうに認識しておりますが。

C委員

どうもそこの辺りが、当局は逃げているんだわな。

安藤会長

こんな話は日が暮れても解決しない問題で、堂々巡りになってしまいますので、私が提案しては具合が悪いが、豊山町として都市近郊の圃場をどのように維持管理していくか、これはやはり町議会でも重要な案件だろうと思います。A委員が議会代表で来ておみえになるので、そのご意見を伺いたいと思いますが、皆さんどう思いますか。

(複数の委員より賛成の声)

A 委員

私も過去に区長をしておって、あの当時、伊勢山地区で同じ問題が発生しておりまして、話し合いの中で、合併浄化槽については、問題がないという調査の結果も出ています。専門的な調査をして、問題ないという結果が出ております。その状況も伊勢山地区とですね、今回の場所が申し訳ない、上の所の苗田の話ですよね。

安藤会長

〇〇くんの南の所。

A 委員

水量が少ないとういことで問題があるんじゃないかというのが今のお話でしたが、それも理解できないわけではないが、町議会として対応するとおっしゃっても非常に難しいことがあるんじゃないかなと。

安藤会長

対応じゃなしに、豊山町の農業の今後をどう考えているか。町議会としては、発展させていくのか、衰退の一途で、むしろ邪魔者扱いの状況でいくのか、どうか。豊山町の中間の5年計画だったか、何かでも、農業のことはパラパラと数行あるだけで、あってなきが如くの状況で、ああいったものは全て議会の審議を経ているというふうに理解しておりますので、豊山町の農業はないがしろにされておるようなムードがなきにしも非ずということか。そこまで言うと叱られるでいかんけど。

A 委員

審議会で議論を経たものが議会に上がってくるわけで、我々がゼロから審議しておるわけではありませんから。あくまでも審議会か

ら、例えば都市計画審議会とか、上がってくるものを我々は見させて
いただいているわけですから。

安藤会長

個々の具体的な案件というのは大変だろうと思うし、行政当局として
も法律上何ら瑕疵がないとなれば、オーケーせざるを得ないし、ま
してや市街化区域の中の私的財産の処分権に関わるような話なので
それをどうこうするというのは非常に微妙な所もあるということ
は理解できますが、ただ一番困るのは稲作農家にとって苗田の圃場は
半端じゃないわけだね。実際、苗の出来が悪ければ米の収穫に多大な
影響を及ぼすということが想定される中の話なんだ。だから、これを
蔑にされるのは非常に困るし、地域で起こっておることは地域に任
せるということは、ちょっと酷だと思う。だから将来、豊山町でこう
いう問題が起こったらどうするか。同じ用水量があっても希釈度の
大きい所と少ない所との差で希釈なんか関係ねえよと出てくる所は、
きれいな水が出てくるよ。ただきれいな水というのは何に対してきれ
いかということは、わしはよう知らんのだわ。ハッキリ言って。稲の
白い芽が出たときに絶対に影響があるかないか。影響がないとは断
言できんわけなんだわね。あるということは想定できるわけ。だから、
その所をCさんが心配しておられる。つまり7割から8割方、収量に
関わるような影響があるのじゃないかとちょっと悪けりゃ。それは、
一般の河川に放流する時の水質検査で問題ございませんというのが多
分、浄化槽法のあれだと思うんだわ。例えば、仮にもっと具体的に
言うと苗田用水の下から豊山町が水道水をあそこから取水していただ
いて、で、皆さんに配っていただいたら、皆さんが、ああ、おいしい
水でございますと黙って快く飲んでいただけるかだ。やはり、稲の
発芽して直ぐの芽出しの頃の新芽というのは非常に微妙だから、
そういう意味で、まあ、10年も待てば下水が来るだろうということ
を想定しても、南へ抜くにしても北へ抜くにしても、どっちにしても
民地と道路の境まではとにかく下水道のあれをやってくれるが、
宅地の中は個人負担だというふう

に聞いておるんだけど。このわずか10年の間に悩む。それで、絶対に間違いございませんと言ったら、あそこへ行って、パイプで受けてバキュームしてドラム缶に貯めて、小学校や中学校の運動場の手洗いに使ってくれるかと何も遜色ないので絶対と、そこまで断言してくれれば、Cさんも何とも言われないうよ。

C 委員

あの水を役場へ持って来てお茶沸かいて飲むか。お前たちに飲ましたるぞ。飲んだらわしらも納得してやるわ。

事務局員

少し違う言い方をしますと苗田のど真ん中で地権者の方が、この土地を宅地にしますとといった時に止めるすべはありません。そのときにどこに排水するかと言えば苗田内しかないわけですから、そのことも止めることはできません。農家の方が売却したり農地転用するのを止めるすべはないということなんです。

安藤会長

あのね、上（かみ）の苗田はね、今あそこに〇〇さんとこの次男坊が苗田に家を作っておるんだわ。あれをどこに排水しているかという、あれ苗田の一番外側の外周の排水路に出している。一番外側の流れて行く先は田の方へ行って大量の水で流されておるから比較的安定した状態で流れておると思うんだわ。だけど苗田用水が通らない限りあの排水は部分的にヘドロとなって残っているはず。常時流れる所、あるいは雨水が大量に発生して流れる所は問題ないけども。今の話題の所は、そういう風なところじゃなくして、もう苗田用水を止めたら水はカラカラになる。うん。そういうところで心配なことが想定されるわけなんだけど。で、確かに個人の財産の処分権まで云々するつもりはない。ないけどその排水のための利便性がいい悪いで、ただ単なる少しでも希釈が少ないような状態の所へ、出せば道路を堀割って出さなきゃならん。金がかかると。ピュッと

やればブロックに穴開けて簡便な方法で落とせばいいじゃないかという所を一番、Cさんは、行政のやり方としてそれで正しいかということのを彼は言っているわけ。で、それに対して、いかなんだら毎年、苗、欲しいだけ作って持ってくればいいがやと、自分では作るよと、できなんだら役場の浄化槽に対する指導が悪かったで、苗100枚持ってきましたと言ってくれば、別に田植えはできるで、Cさんも何も言わないと思う。そこまで行くと水かけ論でいやな話をしなきゃならん。中にはね、そういうことを言って、もう端的に言った人は、豊山町の四角い判を押して、いかなんだ時は役場が補償しますと言ってくれば話は済むわなと気楽に言った人がある。そういう話になると、いくらなんでも役場が四角い判は押せえせんが。そりゃ議会の承認もいる。財布の用意がいるから。まあ、できることなら一度、今日、結論を出すべき話でもないので、次回、町長さんにこういう案件に町長どう考えるんだとご出席いただいて、それでお話を聞くというのも一つの考え方じゃないかと僕は思うんですわ。その前に部長お出まし願えということなら部長でも、まあ、部長と町長と一緒にお話いただければ、あらかたの所の方向付けが、されるのじゃないかと思うんですが皆さんどうですか。

B 委員

ああ、いいですね。

安藤会長

これは今、突然降って沸いた話ではなくて、Dさんが言われたように、過去にも豊場地区でもそういった例があったように聞いております。その都度よきにはからえでは、いかんのじゃないかなと、今こういう後継者不足の中で、同じ青山でも下、中島、九十野の方もそうだけど地主が少ないんだわ。それで借地でやっているから年貢の値上げの関係とかで団体交渉して、ところが上は、一筆一筆全部、私有地になっている。袋地の人が、真ん中に4枚セットになっているから袋地の人が真ん中にできる。だから逆にまとまりができ

たのではないかと思う。そういうような状況も起きつつあって、そいつが俗に言う苗田組合と称するものが平成の世になってからでも転用に関して云々いう所があって、これは非常に難しい話。宅地転用して家を建てた場合は、もう一度、市街化区域から降りたいぐらいだと。奥の人が将来袋地になって使えない

E 委員

今話を聞くと豊山町の10年先を見ておるとこういうのが出ると思うんですね。大体、素人が聞いて、ただ法律とかそういうものだけで話をするのは、ちょっと無造作ですね。どっかで何か歯止めしないと真ん中に所有権があって、建てたらどこに流すかというのは、おかしい話ですよ。お互いにそのこれを納得させないと。

安藤会長

何とか共存共栄できる方向でお互いメリットある方法で解決しないと何も地権者が百姓のためにスキ・クワを振って防御するんじゃないかと、そういう形を取らずに話し合いの中で穏やかに按排ようやっ行っていきましょうというのが私は一番いいと思う。で、お互いの立場の中で妥協すればこういう話は出て来んだろうと思うんだけどね。そこは色々な制約があるから難しいと思う。今日、結論を出して、これをどうこうという話ではないので、提案してくれたCさんも今日、結論を出してくれと言う話ではないと思うので、一応ペンディングとしてこのテーマは次回に引き継ぐということで、半分話が通じてましたので、通常ですと閉会してからその他の事項に入りますが、総会の範疇の中で行いましたので、これは、いずれ議事録として上がってくると思います。いつもの時間より倍のようかかりましたけど、本日、この、Cさんの提案してくださったことについては、十分に吟味して、今後に引き続いて、結論を先送りして、継続審議ということにして総会を締めくくりたいと思いますが、いかがですか。

A 委員

先ほど、議会の方でというお話もございましたので、今回、こういうお話があったということは、議長の方へは報告させていただきます。

D 委員

我々、容認したということになるから、現地確認をしたいわけだわ。現地で確認して直してもらおうとか、ところが地図だけでは分からないわけなんだわ。

安藤会長

小規模住宅が建つとその建物の配置図や設計図がついてこないと分からない。浄化槽がどこからどこへ排水されるか分からない。そういうものがあれば、気がついて、それは田んぼに流しちゃあいかんよと言えばいいが、見落としてしまうんだわ。

F 委員

私は現場を見てないもので、都合の良い時に現場を見てもいいと思うが、そのためには位置図とか整理図とか、そういう現場確認できるものがいただけるといいがと思ったわけ。

事務局

はい、分かりました。

B 委員

次回の資料の後ろに地図を付けておいて欲しい。

事務局

はい、分かりました。

F 委員

当面の解決策として私が思いついたのは、ヒューム管でどこかへ流すか、それか、合併なら何も悪いものが出て来んと思っておったが、水量が少ないなら、用水を太くすれば被害度も薄れるのではないかなと思いました。もう一つは、上水道を苗田に引く方法はないかなと。この3つくらいが解決方法ではないかなと思ったわけなんだわ。

会長

色々アイデアが、あると思うので継続審議という形で、将来何回か続く話なので、次回は部長が都合がつかなら部長さん、そのあと町長に都合がつけば町長にお出ましを願って、町全体の農業政策のお話を聞きがてら、どのように百姓が安心して稲作の苗を作るかをお聞きして、ご指導を仰ぎたいとこのように思っておりますので、今日、一回じゃなくてこれから2回、3回と回を重ねてできるだけいい解決方法見つけ出したいと思っておりますので、とりあえず次回は部長が出席していただけるよう事務局長の方から調整していただきます。ということで本日の総会を終了いたします。大変長時間にわたってありがとうございました。次回もこの話だと長時間になると思いますが、将来の町の農業のあり方を考えていただいて、地域を如何に発展させるかということと両輪の如く話さなきゃいけないと思うので、一ついいアイデアを出していただくようお願い申し上げます。提案に変えたいと思います。それでは、これにて散会。

(午前10時50分終了)

8. 農地転用件数

				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	5
	届出	0	0.00	青山				
		2	400.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	3
	届出	0	0.00	青山				
		1	588.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	1	327.00
		0	0.00	豊場			届出	10
	届出	0	0.00	青山				
		3	635.00	豊場				

※ 累計については平成25年1月～平成25年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。